

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境がめまぐるしく変化する中で、迅速かつ的確な意思決定と業務執行を行うとともに、組織内のあらゆる階層において法令・倫理遵守（コンプライアンス）の意識づけと実践を徹底する観点から、内部統制システムの再構築など、コーポレート・ガバナンス体制の充実・強化に努め、企業価値の増大を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
四国電力株式会社	12,498,862	31.83
四電工従業員持株会	2,345,834	5.97
株式会社中国銀行	1,173,390	2.99
株式会社伊予銀行	1,113,125	2.84
株式会社百十四銀行	1,093,798	2.79
株式会社愛媛銀行	955,560	2.43
日本生命保険相互会社	495,088	1.26
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	443,650	1.13
宮地電機株式会社	440,000	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	390,000	0.99

支配株主（親会社を除く）の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 建設業

直前事業年度末における（連結）従業員数 1000人以上

直前事業年度における（連結）売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 19 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 14 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮内 義憲		筆頭株主である四国電力株式会社の常務取締役を務めている。	豊富な経験と幅広い知識を当社経営に活かし、取締役会の一層の活性化を図るため就任を依頼

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しており、内部監査を担当する部署として、社長直属の「考査室」を設置しています。

監査役と会計監査人との連携状況は以下のとおりです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

平成25年度の支払実績は以下のとおりです。

取締役を支払った報酬等: 165百万円[支給人数20名](うち社外取締役 2名 1百万円)

監査役を支払った報酬等: 42百万円[支給人数 8名](うち社外監査役 4名 4百万円)

(注)1. 上記支給人数および報酬等の総額には、平成25年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役、監査役の人数および当該取締役、監査役に対する報酬等の額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

取締役及び監査役の報酬は、定期月額報酬としております。

定期月額報酬は、株主総会の決議により取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を決定します。

各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定します。

なお、役員退職慰労金制度については、平成24年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に關しては、取締役会における充実した議論に資するため、開催前に総務部スタッフより資料の事前配付を実施しております。

また、社外監査役に対しては、総務部のスタッフが、取締役会資料の事前配付を実施しております。

監査役を補佐する専任組織として「監査役室」を設置し、社外監査役に対しては、監査役室スタッフが情報関係を緊密にするなど、適宜、サポートを行っております。

社外監査役から求められた場合、関連部署が適切に情報の連係・報告を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役(監査役会)設置会社であり、取締役会と監査役(監査役会)を十分に機能させて、効率的な事業運営を行っております。「取締役会」は、取締役14名で構成されており、原則として月1回開催し、法令、定款に定める事項その他経営の重要事項に関する意思決定を行っております。社外取締役は取締役14名中1名となっております。

役付取締役をメンバーとする「常務会」を、原則として月2回、常任監査役が出席のうえ開催し、取締役会に付議される事項の審議を行うほか、業務運営方針等について審議・決定を行っております。なお、当社は、取締役は19名以内とする旨、並びに、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。さらに、取締役の経営責任をより明確にし、株主の皆さまからの信任の機会を増やすため、取締役の任期を「選任後1年以内」とすることを定款に定めております。

また、経営計画において、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開するとともに、経営管理に関する諸規程を整備し、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にして、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務運営をはかっています。こうした経営管理システムが適正かつ有効に機能しているかどうかを確認するため、専任スタッフ4名からなる社長直属の「考査室」を設置し、内部監査を実施しています。

「監査役」は、社外監査役3名を含む5名で構成しており、法令および監査計画に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、主要な事業所および子会社の実地調査等の業務監査、決算および財務報告に係る会計監査等により、取締役の職務の執行を監査しております。また、内部監査部門(考査室)や子会社監査役および会計監査人と密接に連携するとともに、取締役等とも積極的に意見交換を行い、実効性のある監査に努めております。また、監査役業務の一層の充実並びに実効性の向上を図るため監査役室を設置し、2名の専任スタッフを配置しております。

「会計監査」につきましては、有限責任監査法人トーマツと、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を結んでおります。前期に当社の監査業務を執行した公認会計士は、中田明氏、久保菅一氏及び田中賢治氏であり、いずれも継続監査年数は7年を超えておりません。補助者は公認会計士6名、その他5名であります。なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営監視機能の客観性および中立性を確保する観点から、社外取締役1名および社外監査役3名を選任しております。

社外取締役は、豊富な経験と幅広い知識を当社経営に活かし、取締役会の一層の活性化を図るとともに、客観的な立場から当社の経営及び事業活動に対し積極的な提言・助言を行っており、取締役会において中立性の高いものとなっております。

また、社外監査役を含む監査役は、取締役会等の重要会議への出席や代表取締役との定期的な意見交換等を通じて、独立・中立の立場で幅広い視野から積極的に経営に関する意見表明・助言を行うとともに、経営の適法性に主眼を置いた監査を実施しており、現状の体制において、経営監視機能の客観性および中立性を十分に確保したガバナンス体制を整えていると判断いたしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、経営理念、財務・決算関連資料、株式情報などを掲載して、積極的な情報提供に努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成15年3月に「四電工行動規範」および「四電工行動規範ガイドライン」を制定し、お客さま、株主・投資家、取引先、従業員等当社の様々なステークホルダーに対し、適切に対応していく旨を規定してきましたが、平成19年6月に同規範を「四電工グループ行動規範」および「四電工グループ行動規範ガイドライン」に改正し、当社グループ全体として規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本店に環境管理委員会を設置し、エコオフィス活動やリサイクルの推進など、全社を挙げ環境保全活動に取り組んでいます。また、法令・倫理遵守推進委員会を設置、法令・倫理遵守に関する相談窓口を設けるなど、コンプライアンスの徹底を図るとともに、個人情報保護の充実に努めるなど、当社の果たすべき社会的責任の遂行に向けた積極的な取り組みを行っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、未来をひらく総合設備企業として、ゆとりとうるおいのある生活空間づくりを通じて、社会・経済・文化の発展に貢献していく上で、適法・適正かつ効率的な事業活動を行い、社会からの信頼を得ることが重要であることから、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保する体制」について、以下の通り、とりまとめております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の報告を受け、これを監督する。また、各取締役が自らの権限内で行う職務執行のうち重要なものについては、情報共有することにより、相互に監督する。
- (2) グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、コンプライアンスに関する委員会を運営し、取締役自らが法令・企業倫理の遵守を積極的に推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、保存期間等の管理方法を定めた社内規程に基づき適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業運営に関するリスクについては、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う。
- (2) 経営に影響を及ぼすおそれのある突発的な危機については、危機管理に関する社内規程に基づき、迅速かつ的確に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画において、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。
- (2) 経営管理に関する社内規程において、各職位の責任・権限や業務の基本的な枠組みを明確にするとともに、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。
- (3) 経営管理システムが有効かつ円滑に機能していることを確認するため、内部監査部門による監査を実施する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。
- (2) 適法・適正な業務執行を確認する観点から、内部監査部門による監査を実施する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理に関する規程に基づいて、計画及び業績に関する定期的な意見交換や経営上重要な事項が発生した場合の報告などにより、グループ内の緊密な情報連係を実施する。
- (2) グループ各社の事業運営に関するリスクについては、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う。
- (3) グループ経営方針に基づき、グループ各社は、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。
- (4) グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、グループ各社の取締役及び従業員は、法令・企業倫理の遵守を徹底する。
- (5) グループ各社の業務の適正な遂行を確認するため、適宜、当社の内部監査部門による監査を実施する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任組織として、監査役に直属する監査役室を置き、監査役の求めに応じて必要なスタッフを配置する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役からの指示の実効性に関する事項

- (1) 監査役室のスタッフの職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。
- (2) 監査役室のスタッフの人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。

9. 監査役への報告に関する体制

- (1) 法令の定めによるもののほか、重要会議への監査役の出席や社内報告制度により、グループ会社を含む重要な業務執行に関する事項について、監査役に報告する。また、監査役から求められた場合、適切に報告する。
- (2) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、不利益な取扱いを行わない。

10. 監査の職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実施のために必要な費用については、当社が負担する。

11. その他監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役からの指示の実効性に関する事項

取締役と監査役との定期的な意見交換の実施や内部監査部門と監査役の緊密な連係などにより、監査役監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

12. 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、グループ全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは断固として対決し、安易な妥協はしないことを経営方針の一つとしており、この旨をグループ行動規範およびグループ行動規範ガイドライン、また、業務の適正を確保する体制に明記しております。また、上記行動規範およびガイドラインに従業員に対し、社内研修等において継続して周知しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

営業力やコスト競争力の一層の強化などによる収益性の向上により、企業価値を高めることが最も重要であると考えておりますが、敵対的な買収への具体的な対応策については、他社の事例なども参考にしながら、検討したいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

